

口座を開設されるお客さまへお願い（個人）

最近、ヤミ金融業者などが預金口座を利用して違法な取り立てを行ったり、架空請求を送り付け金融機関の預金口座に振り込みを請求するなど、預金口座を利用した悪質な事例が大きな社会問題となっています。このような事例では、本人確認書類を偽造して開設した口座や第三者から買い取った口座が利用されております。

当金庫では、不正利用される口座の開設を未然に防止するため、口座を開設されるお客さまに下記事項についてお願いをいたしております。お客さまにはご不便、お手数をおかけすることとなりますが、何卒、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

口座の開設は最寄の支店にてお手続きください。

口座の開設は、ご自宅やお勤め先に近く、ご利用に便利な支店にてお手続きください。遠隔の支店をご希望の場合には、ご利用目的をお伺いさせていただき、場合によっては口座の開設をお断りすることがございます。

ご本人確認のため、写真付の書類をご提示ください

ご本人さまであることをご確認させていただくため、運転免許証、旅券（パスポート）などの写真付の書類を提示ください。写真付の書類をお持ちでない場合には、別途、住民票、年金手帳等の書類をご提示いただくなど、当金庫において必要と判断する方法により、ご本人さまの確認をさせていただきます。（支店での口座開設のお手続きの際、携帯電話の領収証書はご利用いただけません。）場合によっては口座の開設をお断りすることがございます。

多数の口座を開設されることはご遠慮ください

すでに当金庫に口座をお持ちの場合は、既存の口座をご利用ください。

お取引の目的をお伺いします

口座のご利用目的をお伺いします。

また、例えば給与受取が目的で給与受取口座を作成の場合は、勤務先の会社名や住所を、貯蓄が目的の場合は、貯蓄額の目標金額等をお伺いしますのでご了承願います。

他人に利用させるための口座開設や開設した口座の譲渡は禁止されています。

預金規定より、他人による口座の利用や口座の譲渡は禁止されております。他人による口座の利用や口座の譲渡を目的とした口座開設はお断りさせていただきます。他人に利用させるために口座を開設することは、刑事罰の対象となる場合もございます。

また、口座開設後に預金規定に違反する場合には、口座のご利用を停止させていただいたり、解約させていただく場合がございます。

来日外国人のお客さまへお願い

【技能実習】の目的で在留のお客さま

- 原則、「給与受取口座」のご開設に限定させていただきます。
なお、原則、勤務先が当庫取引先で給与振込契約のある先に限定させていただきます。
- 勤務先の名称、住所、電話番号をお伺いします。
- 口座開設後に給与のお振込がされているか、当金庫で確認させていただきます。
お客さまの口座に給与のお振込がない場合は、再度、ご利用目的をお伺いします。
場合によっては口座のご利用を停止させていただく場合がございます。
- 在留期限まで6か月未満の場合は、口座の開設をお断りすることがございます。

以上

東春信用金庫
(令和元年10月)